

事業主の  
皆様へ

福井県および県内全市町では、平成28年度から、**個人住民税の特別徴収完全実施**に取り組んでいます。

**個人住民税**は、

全ての従業員から  
(パート・アルバイトを含む)

**特別徴収**

してください。



**特別徴収とは**

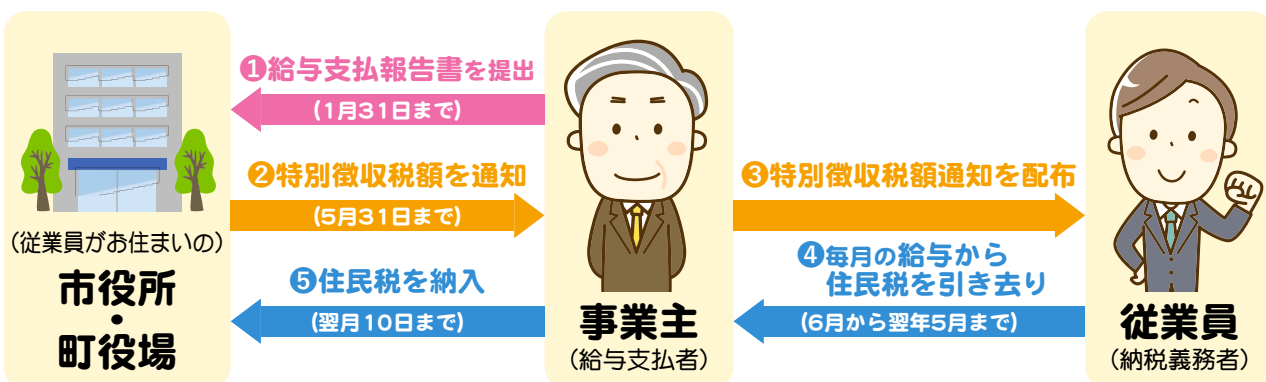
市町村が計算した税額通知(毎年5月31日までに通知されます。)に基づき、事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き取り、納入していただく制度です。

**特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。**

パート、アルバイト、役員等を含む**全ての従業員が特別徴収の対象**です。

※県内全市町では、総従業員3名以上の事業主の方を特別徴収義務者として指定し、特別徴収を実施しています。

● **特別徴収の仕組み** ●



具体的な手続きは、中面(2~3ページ)をご覧ください。➡

# 個人住民税 特別徴収の手続きについて

## 1 給与支払報告書の提出

事業主は、**1月31日までに**、全ての従業員について「給与支払報告書」を提出します。提出先は、従業員が1月1日にお住まいの市町村です。  
(退職した方についても、提出する必要があります。)

### ■ 提出書類の綴り方

原則として、全ての従業員が特別徴収となります。

枚数と人数が一致します。

普通徴収分

特別徴収分

給与支払報告書(個人別明細書)

普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)

給与支払報告書(総括表)

特別徴収対象者、普通徴収対象者の人数を、分けて記載してください。

※様式は市町村ごとに少し異なります。

枚数と人数が一致します。

手続が必要です!

### 普通徴収としたい従業員がいる場合

下記「普A」～「普G」の理由に該当する場合のみ認められます。

1 「普通徴収切替理由書」を提出します。  
(理由ごとに人数を記入します。)

普通徴収切替理由書 (兼 仕切紙)		
市町村名	指定番号	
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普G」に該当するすべての(他市町村分を含む)従業員を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収を行っている ※乙種適用者を含む	人
普C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支払額が93万円以下)	人
普D	給与の支払いが不定期 (例: 給与の支払いが毎月でない)	人
普E	個人事業主の事業専従者	人
普F	退職者、休職者又は退職予定者 ※退職予定の場合は5月末日まで	人
普G	1年未満の契約社員	人
合計		人

※「普A」は、従業員全員が普通徴収対象の場合のみ該当します。

2 「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に、該当する符号を記載します。

〈記載例〉

内	909,840	120,01
(摘要)	普F	必ず記入してください。

生命保険料の金額	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	介護保険料
100,000	100,000		100,000	100,000	

勤労学生	中途就・退職	受給者
就職	退職	年 月 日
	○	1 12 31

退職年月日に記載がある場合のみ、符号を省略できます。

①および②の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

## eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合

普通徴収としたい従業員がいる場合は

- 1 「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄に、符号を記入します。
  - 2 「普通徴収」欄にチェックを入力します。
- ※「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

必ず記入してください!

## 2 特別徴収税額決定通知書の送付

5月31日までに、従業員がお住まいの市町村から、事業主あてに、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用・納税義務者用)が送付されます。

特別徴収対象者数および事業主が納入する「月別合計税額」が記載されています。(※2)

各従業員から徴収していただく、月別の税額が記載されています。(※1)

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	納付額
6月分	3	36,800	3	36,800	10,400
7月分	3	36,800	3	36,800	10,400
8月分	3	36,800	3	36,800	10,400
9月分	3	36,800	3	36,800	10,400
10月分	3	36,800	3	36,800	10,400
11月分	3	36,800	3	36,800	10,400
12月分	3	36,800	3	36,800	10,400
合計	36	443,700	36	443,700	124,800

※各市町村ごとに送付されます。

## 3 給与から引き去り

6月から5月まで(全12回)、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用)に記載されている月別の税額(※1)を、従業員の給与から引き去りしてください。

## 4 納期と納入

給与から引き去りした個人住民税の月別合計税額(※2)は、徴収した月の翌月10日までに、各市町村から送付された納入書で納めてください。

※従業員が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

## 5 異動届出書の提出

退職や転勤等により、従業員に異動があった場合は、従業員がお住まいの市町村に、速やかに「異動届出書」を提出してください。



# Q & A

**Q** 普通徴収としたい従業員がいるのですが、どうしたらよいですか？

**A** 下の **普通徴収が認められる場合** に該当するかどうかご確認ください。該当しない場合は、特別徴収をしてください。  
普通徴収となる従業員がいる場合には、給与支払報告書提出の際に、次の手続きが必要です。(2～3ページ参照)



- ①「普通徴収切替理由書」の提出
- ②「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄への符号の記載

## 普通徴収が認められる場合

- A** 総従業員数が2人以下  
B～Gに該当する全ての(他市町村分を含む)従業員を差し引いた人数
- B** 他の事業所で特別徴収を行っている  
乙欄適用者を含む
- C** 給与が少なく税額が引けない  
例：年間の給与支払額が93万円以下
- D** 給与の支払いが不定期  
例：給与の支払いが毎月でない
- E** 個人事業主の事業専従者
- F** 退職者、休職者又は退職予定者  
退職予定の場合は5月末日まで
- G** 1年未満の契約社員

**Q** 従業員がパートやアルバイトでも、特別徴収しなければなりませんか？

**A** 左の表に該当しない場合は、パートやアルバイト、役員等も特別徴収をする必要があります。

**Q** 従業員が普通徴収を希望する場合は、普通徴収とすることができますか？

**A** 従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。



特別徴収の手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

## 具体的な手続きに関する問い合わせ

福井市 市民税課 … 0776-20-5306	鯖江市 税務課 …… 0778-53-2210	南越前町 町民税務課 … 0778-47-8014
敦賀市 税務課 …… 0770-22-8106	あわら市 税務課 … 0776-73-8011	越前町 税務課 …… 0778-34-8709
小浜市 税務課 …… 0770-64-6004	越前市 税務課 …… 0778-22-3014	美浜町 税務課 …… 0770-32-6702
大野市 税務課 …… 0779-66-1111 (内線1312)	坂井市 課税課 …… 0776-50-3023	高浜町 税務課 …… 0770-72-7707
勝山市 市民・環境・税務課 … 0779-88-8101	永平寺町 税務課 … 0776-61-3944	おおい町 税務課 … 0770-77-4052
	池田町 住民税務課 … 0778-44-8001	若狭町 税務住民課 … 0770-45-9101

発行：福井県税務課 0776-20-0257